九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近現代日本と国葬

前田，修輔

https://hdl.handle.net/2324/4784369

出版情報：九州大学，2021，博士（文学），課程博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

氏　　名　：前田　修輔

論 文 名　：近現代日本と国葬

区　　分　：甲

論　文　内　容　の　要　旨

本論文は、近現代日本において存在した国葬の実態を解明するものである。従来、国家による葬送儀礼については、個別の事例に焦点を当て、その儀礼形成や国民統合機能のほか、一栄典としての機能について検討がなされてきた。本論文では、近現代日本における国葬の変遷を通覧し、その変化が当該期の政治的・社会的状況と如何なる関連を有しているのか、また国葬の制度化が如何なる意図の下で行われ、何をもたらしたのかを検討することで、冒頭の課題の解明を試みた。

皇室喪儀や偉勲ある臣下の葬儀は維新期に、前近代から連なる服喪形態のほか、近代的な儀礼が導入され、徐々に定式化していく。そのなかで大久保利通の葬儀を経て、岩倉具視の葬儀において、国家が葬儀を主催し、かつ費用を国費より支出するという国葬の条件が満たされた。島津久光の国葬では、島津家や反政府層の慰撫も同時に企図される。その後の三条実美の葬儀では、議会設置の影響を受け、これを国葬とする旨が正式に公告されたことで、名実ともに国葬が成立した。（第一章）

岩倉の死に際して作成された「国喪内規」は成立には至らず、以後、皇室喪礼を法制化する動きが続く。「喪紀令案」では、臣下への国喪規定が削除され、皇室喪礼のみが規定された。同時に、儀式に関する条項も削除されたことで、明治三〇年代に服喪と喪儀を分けて規定する方向性がこの時定まっている。「国喪令草案」・「喪紀令草案」では、「国喪」を特異なものと位置づけており、またこれが英照皇太后の大喪儀に生かされた。なおこの大喪儀以降、皇室喪儀から教派神道を含む宗教が排除されている。（第二章）

帝室制度調査局の設置は、皇室喪礼の法制化の進展に寄与した。土方久元が総裁心得を務めた中期に各法令案の骨子が構成され、皇室服喪令が成立したほか、上奏された皇室喪儀令案・国葬令案は明治天皇・昭憲皇太后の大喪儀に活用された。（第三章）

他方、国葬については、明治後期から大正期にかけて奏請過程・運営主体ともに内閣が主導するようになる。同時に、国葬が国家の体面とも深く関わる栄典であるが故に、その実施には世論の支持が必要視されるようになる。その結果、議会での全院一致による民衆に支持された国葬を演出しようとしたほか、「官尊民卑」との批判を躱すべく国葬の「民衆化」へと転換を図

った。（第四章）

昭和前期の国葬は、この「民衆化」の流れを汲むと同時に、時勢の推移に応じて喪儀に変更を加える余地を残す形で大正末期に成立した皇室喪儀令と国葬令の下での執行となった。そのため、以後の制度運用の円滑化を見据えた取組みが、東郷平八郎の国葬前後でなされる。また山本五十六の国葬では、これまで消極的であった国民の動員が全国で行われたことで、全国民参画型の国葬へと変容した。だが国民の動員は次の載仁親王の国葬で再び廃され、かつ規模の大幅な縮小が図られる。とはいえ、非常時でも国葬自体が中止されなかったことからは、国葬の栄典としての重要性が明確となる。（第五章）

敗戦後に「神社非宗教論」が否定され、国家と宗教の関係が変化するなかで、皇室喪儀もその影響を受ける。公葬であっても故人の信仰に則ったものであれば政教分離に反しないとのGHQの判断を受けて、占領期には神式での皇室喪儀が営まれたが、秩父宮雍仁親王の喪儀以降は、神職の手に拠らなければ宗教的行事とならない、あるいは宗教性を帯びるが特定の宗教への助長、介入等にはあたらないとの解釈のもとで神式の喪儀が継続された。一方で皇室令の失効を受けて国葬・皇室喪儀の再法制化を図る動きも見られた。しかし議会への法案提出に至らないまま閣議決定で国葬が執行されたため、再法制化の動きは潰える。（第六章）

吉田茂の国葬では、政教分離に注目が集まり国民から批判を受けることを避けるため、無宗教式という新方式が採用された。しかし国葬実施の決定過程に議会が参画していないことへの批判を受けたこともあり、佐藤栄作に対しては国民葬、さらに大平正芳に対しては内閣・自由民主党合同葬儀が創出される。またこれらの事例からは、国民統合への期待も、実際の効果も寡少であったといえる。（第七章）

本研究により、皇室喪儀と密接に関わりつつ形成された国家儀礼であり、かつ民衆が参画する機会が与えられるために政治的・社会的状況が色濃く反映される栄典である国葬は、国家偉勲者に対する国家や民衆の評価にとどまらず、その時代を、ひいては近現代日本を鮮やかに映し出す鏡であったと明らかにした。以上が本論文の結論である。